

令和4年度

山梨市諏訪財産区特別会計
歳入歳出決算審査意見書

山梨市監査委員

梨監査第8-5号
令和5年8月18日

山梨市長 高木晴雄様

山梨市監査委員 古谷
山梨市監査委員 星野



令和4年度山梨市諏訪財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書について

地方自治法第233条第2項の規定に準じて審査に付された、令和4年度山梨市
諏訪財産区特別会計歳入歳出決算の審査を終了したので、同法の規定により、次の
とおり意見を付して提出する。

令和4年度山梨市諏訪財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

- 第1 審査対象 令和4年度山梨市諏訪財産区特別会計歳入歳出決算
令和4年度山梨市諏訪財産区特別会計歳入歳出決算書
令和4年度山梨市諏訪財産区特別会計歳入歳出決算事項別明細書
令和4年度山梨市諏訪財産区特別会計実質収支に関する調書
令和4年度山梨市諏訪財産区財産に関する調書
- 第2 審査日時 令和5年7月20日（木）午後3時50分から
- 第3 審査方法 審査にあたっては、提出された山梨市諏訪財産区特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づいて、関係法令に準拠して調製されているか否かを審査し、かつ決算諸表の計数の正確性、関係諸帳簿等と照合するとともに、関係職員に必要事項の説明を求め、審査を実施した。
- 第4 審査結果 審査に付された山梨市諏訪財産区特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に適合し、かつ正確に調製されており、誤りのないものと認められた。また、決算年度中の歳入歳出については、適正に処理されており、決算書に誤りなく記載されていた。